

令和6年12月2日から、現在の保険証は
「マイナ保険証」・「資格確認書」へ変わります
ー現在の保険証は、令和7年 7 月 31 日まで利用できますー

これまで皆さんが医療機関等で使用していた「健康保険証」は、本年 12 月 2 日以降、「マイナ保険証」、「資格確認書」という名称に変更された取扱いへと変わります。

1 保険証・受療証等の今後について

現在、交付している保険証、受給者証を証ごとに、12/2 以降の保険証廃止後の取扱い内容を一覧にしました。
ご自身の保険証・受療証等について本表でご確認のうえ、**誤って破棄などされませんようご注意ください。**

	現在お持ちの保険証等	令和6年12月2日以降	令和7年8月以降
1	後期高齢者医療保険証	○保険証の 新規発行は廃止 になります。 ○現在お持ちの保険証は R7.7/31 まで利用（使用）することができます。 ○保険証の再交付を希望する方は、保険証から「資格確認書」での交付となります。 ○12/2 以降に新規加入、資格情報を変更（※2）した方は、「資格確認書」での交付となります。	○保険証の取扱いは 廃止 になります。 ※R7.8 月以降は「マイナ保険証」と「資格確認書」のみの取扱いになります。R7.7 月中にマイナ保険証の登録・未登録状況等により、各加入者宛てに別途通知します。
2	マイナ保険証 （※1 下記表外参照）	○引き続き利用します。 ※R7.7/31 までにマイナンバーカードの有効期限（更新）を迎える方は、更新手続の際に資格確認書を即日交付します。	
3	特定疾病療養受療証	○引き続き利用します。 ※12/2 以降も新規発行・再交付が可能です。	
4	限度額適用認定証 及び 限度額適用・ 標準負担額減額認定証	○引き続き利用します。 ※12/2 以降に新規発行、再交付を希望の方は「マイナ保険証」・「資格確認書」による交付となりますので、これまでの認定証での発行はできません。	○認定証の取扱いは 廃止 になります。 ※R7.8 月以降の新規発行、再交付は全て「マイナ保険証」・「資格確認書」による取扱いとなります。
5	医療費受給者証 ◇重度心身障がい者 ◇ひとり親家庭等 ◇子ども医療費	○引き続き利用します。 ※12/2 以降も新規発行・再交付が可能です。	

※1 「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードに保険証の利用登録を行ったものをいいます。
※2 資格情報を変更した方とは、おもに 12/2 以降に新規加入の方、住所等の資格情報を変更した方、特別療養費の該当・非該当となる方をいいます。

◆令和6年 11 月 5 日（火）からマイナ保険証の登録解除ができるようになりました。
現在、マイナ保険証を持っている方で、登録解除を希望される方は**申請いただくことにより**、マイナ保険証の登録解除できるようになります。申請は役場（後期高齢者・医療給付担当）及び各支所にて取り扱っております。
なお、解除申請から実際にシステム上の登録解除されるまでの期間は、概ね 1～2 カ月程度の期間がかかりますのでご注意ください。また申請受付の際に保険証が無い方には「資格確認書」を交付しますので、あらかじめご承知おきください。

2 「資格情報のお知らせ」の通知を行わないことについて

12/2以降の保険証廃止後は、各被保険者のうち、マイナ保険証登録の方には「資格情報のお知らせ」を通知し、未登録の方には「資格確認書」を交付することとなります。

保険証廃止前(12/1以前)のマイナ保険証を持っている被保険者の方々には、本来、「資格情報のお知らせ」通知を行うべきところですが、本年度は既に参加者全員に令和7年7月31日までの利用期間を記した保険証を交付しており、また北海道後期高齢者医療広域連合から全道統一の対応として、マイナ保険証の登録有無に関わらず、R6.12/2からR7.7/31までの期間において、新規加入や再交付、資格情報など変更があった加入者には「資格確認書」を交付し対応することとの通知から、今回に限り「資格情報のお知らせ」の通知を行わず、該当する方には「資格確認書」を交付することとなりましたのでこの旨ご留意ください。(令和7年8月以降分については、令和7年7月中に各被保険者のマイナ保険証の登録状況により、「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」のいずれかを送付します。)

3 Q&A(質問・回答)

質問1 健康保険証が廃止されると聞きましたが、保険証という制度自体がなくなるのですか。

【回答】 令和6年12月2日以降の保険証廃止については、既に新聞・報道等で聞いてのことと思いますが、これは保険証の新規発行や名称自体の取扱いが廃止となることを意味しており、12/2以降からは「マイナ保険証」「資格確認書」がこれまでの保険証の代わりに機能することとなります。このため、これまで保険証が果たしている役割(制度)自体がなくなるものではありません。

質問2 (12/2以降)紛失してしまいました。保険証の再交付は出来ますか？

【回答】 12/2以降の保険証再交付は出来ませんが、その代わりに「資格確認書」を交付します。このケースの場合は、改めて新規申請を行う必要がありますので、役場担当窓口にてその旨申出ください。

質問3 現在、マイナ保険証を持っていますが、資格確認書の交付を希望することは可能ですか？

【回答】 後期高齢者医療保険では、既にマイナ保険証を持っている方、持っていない方の区別なく、12/2以降に新規加入や再交付、資格情報の変更となる方全員に「資格確認書」を交付する取扱いとしています。

現在、マイナ保険証をお持ちで、12/1以前に既に後期高齢者医療の加入者である方々には、すでに保険証を交付していますので、その保険証を利用願います。

なお、その保険証が紛失等により見当たらないなどの場合は、質問2の回答と同様に新規申請いただくことにより「資格確認書」を交付しますので、その旨申出願います。

(R7.8月以降分の取扱いについてはR7.7月中に、改めて加入者の皆さんへお知らせします。)

質問4 持っているマイナンバーカードの更新通知が届いたのですが、カードの更新期間中に医療機関等を受診したいなど場合はどのような取扱いになりますか？

【回答】 マイナンバーカード更新の際には、カード更新時に新たなカードが発行されるまでの期間に応じた「資格確認書」を即日交付しますので、カードが手元に届くまでは資格確認書を用いて医療機関を受診してください。

4 こんなときは(マイナ保険証を持っている方)

マイナ保険証利用者の方が、病院等の受付時における不具合の事例及び対応方法についてお知らせします。

なお、下記の対応により、不具合は解消されると思いますが、その後、町内外の各医療機関・薬局のどこでも同様にエラー表示となる場合は、別な理由が考えられます。その際は「本件に関するお問い合わせ先」までご連絡のうえ、どのようなエラーメッセージが表示されるかの情報も併せてお問い合わせ時にお知らせください。

【事例】

医療機関等を受診するため、マイナ保険証を用いて受付のカードリーダーで行ったところ、暗証番号・顔認証の方法のどちらもエラーが表示されたため、受付できない。

＜対応方法＞

健康保険証あるいは資格確認書を提示して受付を行う。

(特に遠方の医療機関を受診するなど場合は、万が一の不具合で受診できないといった事が起きないように、あらかじめ持ち物に入れるなどして準備願います。)

本件に関するお問い合わせ先

別海町役場 町民課 後期高齢者医療給付担当 (TEL) 0153(74)9646(ダイヤルイン)